

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政事務の執行についての監査（行政監査）

2 行政監査のテーマ

市庁舎、各施設の美術工芸品の管理及び活用状況について

3 監査の目的

市が購入あるいは寄贈された美術工芸品は、市民の教育、学術及び文化の向上のために重要な役割を担っている。これらの美術工芸品は市民の貴重な財産であり、適正に管理されるとともに可能な限り有効に展示され、市民に鑑賞の機会を提供することが必要である。

このことから、美術工芸品の管理が適正になされているか、有効かつ適正に活用されているかなどの観点から監査を実施することにより、今後の適正な美術工芸品の取扱いに資することを目的とする。

4 監査の対象

市が保有又は管理している美術工芸品

（博物館の展示用資料として管理されているものを除く。）

5 事前調査期間

書類審査 平成22年11月26日～平成23年1月28日

実地調査 平成22年12月9日～平成23年1月28日

6 監査日

監査実施 平成23年2月8日

7 監査の実施方法

全数調査

市が保有又は管理している美術工芸品について、所管部署から調査票の提出を求め、監査対象全体の概要調査を実施した。

抽出調査（書類審査・実地調査）

所管部署から提出された全体の概要調査に基づき、備品台帳に登録されていないもの、倉庫等に保管されているもの、指定管理者に貸付け中のものなどから抽出して関係書類の審査及び実地調査（183点）を実施するとともに、必要に応じて関係職員への質問調査を行った。

【実地調査実施場所】

文化会館、図書館（神前書庫含む）、市役所本庁舎、総合会館

上記に加え、事務局による事前調査として楠総合支所、博物館、市立四日市病院、北大谷斎場

8 監査の着眼点

（1）管理状況について

価格を付して備品として登録され、備品ラベルが貼付されているか。

寄附受入れ手続きがなされているか。

貸付け手続きがなされているか。

(2) 保管・活用状況について

損傷が著しいものはないか。

保管・活用に不経済な費用がかかっていないか。

寄附の目的・条件と一致しているか。

有効に活用されているか。

保管・活用方法に改善の余地はないか。

第2 監査対象の概要

(1) 美術工芸品の概要

各所管部署からの回答の結果は次のとおりである。

(単位：点)

| 所管部署 | 計 | 内 訳 | | | | | |
|--|-----|-----|----|----|-----|------|-----|
| | | 絵画 | 置物 | 掛軸 | 花びん | ひな人形 | その他 |
| 政策推進部 | 1 | 1 | | | | | |
| 総務部 | 2 | 1 | | | | | 1 |
| 財政経営部 | 77 | 56 | 15 | 1 | | | 5 |
| 市民文化部 | 308 | 107 | 47 | 49 | 3 | 1 | 101 |
| 福祉部 | 50 | 7 | 1 | 1 | 4 | 29 | 8 |
| 健康部 | 13 | 4 | | | | | 9 |
| 商工農水部 | 2 | 1 | | 1 | | | |
| 環境部 | 96 | 41 | 6 | 14 | 29 | | 6 |
| 議会事務局 | 9 | 8 | 1 | | | | |
| 教育委員会 | 246 | 115 | 8 | | 18 | 12 | 93 |
| 消防本部 | 7 | 5 | 1 | | 1 | | |
| 市立病院 | 41 | 29 | | | 1 | | 11 |
| 合 計 | 852 | 375 | 79 | 66 | 56 | 42 | 234 |
| その他 = 書幅27、壁掛3、ガーデンセット1、鯉のぼり4、五月人形6、写真22、 彫刻10、灯ろう1、人形1、版画15、レリーフ1、その他の美術工芸品143 | | | | | | | |

保有又は管理されている美術工芸品の総数は852点となっており、内訳は絵画が375点(44.0%)と最も多くなっている。また、その他の美術工芸品に含まれるものの例としては急須や茶碗などがある。

なお852点のうち338点(39.7%)が備品台帳に登録されておらず取得日や価格が不明となっている。

所管部署別では、文化国際課131点、生活環境課96点、楠総合支所86点、管財課77点の順で多くの美術工芸品を管理している。

価格の把握されているものは514点で、合計374,517,684円である。

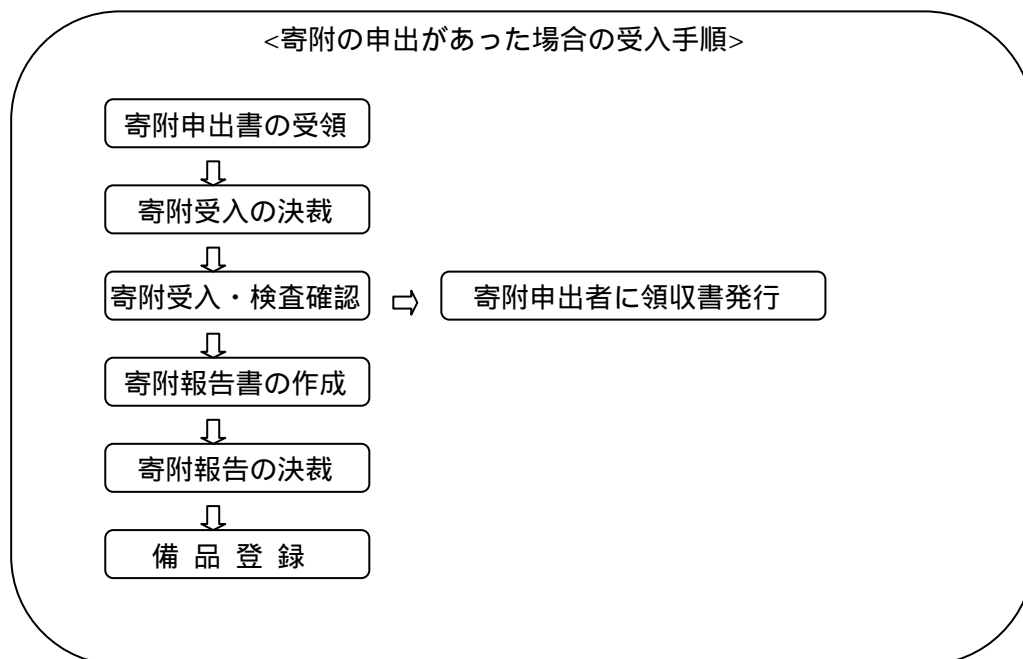
| | 絵画 | 置物 | 掛軸 | 花びん | ひな人形 | その他 |
|-------|-------------|------------|------------|-----------|-----------|------------|
| 品数 | 270点 | 51点 | 51点 | 9点 | 23点 | 110点 |
| 価格(円) | 274,906,556 | 18,361,912 | 27,996,036 | 1,060,000 | 2,536,000 | 49,657,180 |

価格別の状況

| | | | | |
|--------|------------------|-------------------|---------|-------|
| 10万円未満 | 10万円以上 50万円未満 | 50万円以上 100万円未満 | 100万円以上 | 価格未把握 |
| 213点 | 176点 | 62点 | 63点 | 338点 |

(2) 取得・管理状況について

四日市市会計規則（以下「会計規則」という。）第136条及び第149条では、備品については備品台帳に登録し所定の事項を記載した表示をすることと定められている。また、会計規則第140条で寄附を受けた物品については評価価格を付して受け入れることと定められている。



しかし、所管部署からの回答の結果、備品台帳に登録されていないものが338点あった。登録されていない理由としては、寄附を受けた際に寄附受入れ手続きを怠り取得日や評価価格など取得の経緯が不明なままとなっている事例が多く、また美術品設置業務委託として一括して委託料により取得した96点がすべて備品登録がなされていない事例も見受けられた。一方で、同一物品が重複して備品台帳に登録されている事例が6点見受けられた。

指定管理者に貸付け中のものについては、指定管理者年度協定書に貸付物品のリストが添付されており貸付け手続きは適正に行われていた。

実地調査では、備品ラベルが貼付されていない事例や、所管部署が不明の絵画が展示されている事例が見受けられた。

(3) 保管・活用状況について

季節的に利用されるひな人形等を除いて展示されず倉庫等に保管されているものが122点あった。

備品台帳に記載された設置場所と異なる場所に保管されていた事例や所在が確認できない事例が見受けられた。

取り外された美術工芸品が倉庫等において箱に入れたり覆いを掛けることなく保管されており（事例1）額の一部が破損していたり退色が認められるものや、展示されている絵画の一部が損傷しているものが見受けられた。



有効活用が図られているものとして、作者の個展開催に貸し出したり、美術工芸品を展示したままの旧町長室などを合併の歴史を勉強する小中学生の見学の用に供している事例（事例 2）があった。



第 3 監査の結果

市庁舎、各施設の美術工芸品の管理及び活用状況について監査の結果、次の指摘事項及び所見のとおり注意、検討又は改善を要するものが見受けられた。今後の管理・活用にあたってはこれらに十分留意するとともに、改善を要するものについてはその措置を講ずるよう要望する。

なお、改善の措置を講じられたときは、遅滞なく通知されたい。

【財政経営部 管財課】

・指摘事項

- (1) 備品ラベルが貼られていない事例が見受けられたので、会計規則第 1 4 9 条に基づき所定の表示を行い適正に管理するよう注意すること。 【注意事項】
- (2) 備品台帳に記載されている設置場所に備品の所在が確認できない事例が見受けられたので、調査のうえ所要の手続きをとるなど適正な管理を徹底するよう注意すること。 【注意事項】

【市民文化部 文化国際課】

・指摘事項

- (1) 姉妹都市・友好都市からの記念品の多くが備品登録されていなかった。寄贈を受けた際に適正に寄附受入れ手続きがなされていなかったことが原因と考えられるので、今後は寄贈を受ける際の寄附受入れ手続きを徹底するよう改めること。 【是正改善事項】
- (2) 備品台帳に未登録のものは調査のうえ適正な評価価格を付して順次登録作業を進めていく必要があるが、寄贈を受けたものの評価価格が不明で登録自体が困難なものも多いので、登録までの経過措置として、設置場所のほか備品台帳に準じた項目で把握できている事項を記載し写真を添付した管理台帳を作成し管理するよう改めること。 【是正改善事項】

【市民文化部 楠総合支所】

・指摘事項

- (1) 備品台帳に重複して登録されているものがあつたので、所要の手続きをとり適正な管理を行うよう改めること。 【是正改善事項】

【環境部 生活環境課】

・指摘事項

- (1) 北大谷斎場の改築時に美術品設置業務委託として一括して委託料により取得したものがすべて備品として登録されていなかった。未登録のものは調査のうえ適正な評価価格を付して順次登録作業を進めていく必要があるが、購入総額の把握はできているものの個々の物品の価格が不明であるので、登録までの経過措置として、設置場所のほか備品台帳に準じた項目で分かる範囲の内容を記載し写真を添付した管理台帳を作成し管理するよう改めること。 【是正改善事項】

【議会事務局 議事課】

・指摘事項

- (1) 旧様式の備品ラベルは貼られているが備品台帳に登録されていない絵画が見受けられたので、調査のうえ所要の手続きをとるなど適正な管理を行うよう改めること。 【是正改善事項】

【教育委員会 図書館】

・指摘事項

- (1) 備品台帳に記載された設置場所と異なる場所に保管されている備品が見受けられたので、備品台帳には正確な設置場所を記載すること。また、備品台帳に記載された規格と実際の寸法とが一致しない事例が見受けられたので、備品台帳には正確な規格を記載するよう注意すること。 【注意事項】

・所 見

- (1) 2階郷土作家コーナーや神前書庫において、取り外された美術工芸品が、箱に入れたり覆いを掛けることなく保管されており、額の一部が破損していたり退色が認められる事例も見受けられた。蔵書数の増加に伴い書架等を増設してきており、美術工芸品を展示できるスペースがなくなって活用が困難となり倉庫等で保管している現状であるが、品質劣化防止のため適正な保管に努めるとともに、今後も展示スペースを確保することが困難な見通しであれば、定期的に架け替えなど有効活用の方策を検討すること。 【検討事項】

【市立四日市病院】

・指摘事項

(1) 絵画等が固定資産台帳に登録されていない事例が見受けられた。無償譲受により取得したもののについて適正な受入れ手続きがなされていないことが原因と考えられるので、今後は市立四日市病院会計規程第76条の規定に基づき所定の手続きを行うことを徹底するよう改めること。

【是正改善事項】

(2) 固定資産台帳に未登録のものは調査のうえ適正な評価価格を付して順次登録作業を進めていく必要があるが、取得の経緯や評価価格が不明で登録自体が困難なものも多いので、登録までの経過措置として、設置場所のほか固定資産台帳に準じた項目で把握できている事項を記載し写真を添付した管理台帳を作成し管理するよう改めること。

【是正改善事項】

・所見

(1) 研修センター2階倉庫において、絵画が箱に入れたり覆いを掛けることなく保管されていた。品質劣化防止のため適正な保管に努めるとともに、十分な展示スペースを確保することが困難であれば、定期的に架け替えるなど有効活用の方策を検討すること。

【検討事項】

第4 まとめ

今回の行政監査では、各所管部署から報告のあった852点のうち183点の管理・活用状況について、所管部署への質問調査及び実地調査を実施したが、その結果、貴重な美術工芸品について必ずしもその価値にふさわしい取り扱いがなされているとは言い難く、共通する課題として以下の項目があげられる。

(1) 定期的な実査の徹底について

備品台帳に記載された設置場所と異なる場所に保管されていた事例や同一物品を重複して備品台帳に登録している事例、また物品の所在が確認できない事例や所管部署が不明である物品が存在していた事例が見受けられたので、会計規則第151条で定められている毎年3月31日現在の物品現在高報告書を作成する際などに、定期的な備品台帳（公営企業においては固定資産台帳）と現物との実査を徹底する必要がある。そして実査を実効あるものとするため、「上司による牽制チェック体制が機能する実査方式のマニュアル化」と「実査記録を残すための様式を統一」する必要がある。

(2) 寄附受入れ手続きの徹底について

寄附を受けた際に寄附受入れの手続きを行わず備品台帳に登録されていない事例が見受けられたので、寄附を受けるにあたっては寄附受入れの手続きを徹底する必要がある。

(3) 適正な保管について

経年劣化等により損傷や退色が認められる事例が見受けられたので、倉庫等に保管しているものについては、破損や品質劣化を防止するため保管場所をかえるか箱に入れたり覆いを掛けるなど適正な保管を徹底する必要がある。

また、展示中のものについては展示場所の状況に応じて盗難のリスクを勘案し、一定の基準のもとに盗難警報機を取り付けることも検討する必要がある。

(4) 台帳管理について

備品台帳(固定資産台帳)に未登録のものは調査のうえ適正な評価価格を付して順次登録作業を進めていく必要がある。しかし、取得の経緯等が不明となっていて登録自体が困難なものも多いため、登録までの経過措置として、設置場所のほか備品台帳に準じた項目で把握できている事項を記載し写真を添付した管理台帳を作成し管理するよう改める必要がある。

(5) 寄附物品の評価について

備品台帳には取得価格が2万円以上のものが掲載されているが、寄附により取得されたものの多くは価格が不明で、その後の評価も行われていないため、本来なら備品登録のうえ管理されるべきものが登録されていなかった。何らかの形で寄附物品を評価する方法を検討する必要がある。

(6) 有効活用について

美術工芸品の多くは、管理者室や応接室、会議室などに展示されているケースが多いが、十分な展示スペースがない等の理由で倉庫に保管されているものも多く、一般市民の目に触れられ活用されているとは言い難い状況であった。

長期間倉庫などに保管され続けているものについても、購入の趣旨や寄贈者の意思を尊重して、定期的に架け替えるなど有効活用を図っていく必要がある。

美術工芸品の取扱いは単に物品の管理というだけでなく、有効活用という観点も重要である。上述した課題に留意しつつ美術工芸品がどのような現況にあるかを検証し、今後の美術工芸品の適正かつ有効な管理と活用方策についてさらに検討・改善が図られるよう要望する。

なお、実地調査は抽出により実施したものであるため、実地調査の対象とならなかった所管部署においてもこの監査結果を踏まえ適正な管理・活用に努められたい。